

議案第 35 号

日出町税条例の一部改正について

日出町税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 6 月 4 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

日出町税条例の一部を改正する条例

第 1 条 日出町税条例（昭和 29 年日出町条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 24 条第 1 項第 2 号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第 34 条の 2 中「第 12 項」を「第 11 項」に、「寡婦（寡夫）控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に、「第 7 項」を「第 6 項」に改める。

第 36 条の 2 第 1 項ただし書中「第 314 条の 2 第 5 項」を「第 314 条の 2 第 4 項」に改める。

第 73 条の 2 及び第 73 条の 3 中「第 2 条を適用する」を「第 2 条第 1 項に定めるところによる」に改める。

第 94 条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、1 本当たりの重量が 0.7 グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの 1 本をもって紙巻たばこの 0.7 本に換算するものとする。

第 94 条第 4 項中「左欄に掲げる製造たばこ」の次に「（同項ただし書に

規定する葉巻たばこを除く。）」を加える。

附則第3条の2第1項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。）」に、「この条において同じ」を「この項において同じ」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同条第2項中「特例基準割合適用年中」を「各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中」に、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合と」を「当該加算した割合と」に改める。

附則第4条第1項中「特例基準割合」を「加算した割合」に改める。

附則第17条第1項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

附則第17条の2第3項中「第35条の2」を「第35条の3」に改める。

第2条 日出町税条例の一部を次のように改正する。

第19条中「第321条の8第22項及び第23項の申告書に」を「第321条の8第34項及び第35項の申告書に」に、「においては」を「には」に改め、同条第4号中「によって」を「により」に改め、同条第5号中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同条第6号中「第321条の8第22項及び第23項」を「第321条の8第34項及び第35項」に改める。

第20条中「及び第4項」を削り、「並びに」を「及び」に、「^{じゅん}潤年」を「^{じゅん}閏年」に改める。

第23条第3項中「規定する収益事業」の次に「（以下この項及び第31条第2項の表第1号において「収益事業」という。）」を加え、「第31条第2項の表の第1号」を「同号」に、「第48条第10項から第12項まで」を「第48条第9項から第16項まで」に改める。

第 3 1 条第 2 項の表第 1 号中イをアとし、ロをイとし、ハをウとし、同号ニ中「イからハまで」を「アからウまで」に改め、同号ニを同号エとし、同号ホ中「第 2 9 2 条第 1 項第 4 号の 5」を「第 2 9 2 条第 1 項第 4 号の 2」に、「市町村内」を「町内」に改め、同号ホを同号オとし、同条第 3 項中「、同項第 2 号の連結事業年度開始の日から 6 月の期間若しくは同項第 3 号の連結法人税額の課税標準の算定期間、同項第 4 号の均等割額」を「若しくは同項第 2 号の期間又は同項第 3 号」に改める。

第 4 8 条第 1 項中「第 4 項、第 1 9 項、第 2 2 項及び第 2 3 項」を「第 3 1 項、第 3 4 項及び第 3 5 項」に、「第 1 0 項、第 1 1 項及び第 1 3 項」を「第 9 項、第 1 0 項及び第 1 2 項」に、「第 4 項、第 1 9 項及び第 2 3 項」を「第 3 1 項及び第 3 5 項」に、「同条第 2 2 項」を「同条第 3 4 項」に、「第 3 項」を「第 2 項後段」に改め、同条第 2 項中「第 6 6 条の 7 第 5 項及び第 1 1 項又は第 6 8 条の 9 1 第 4 項及び第 1 0 項」を「第 6 6 条の 7 第 4 項及び第 1 0 項」に、「第 3 2 1 条の 8 第 2 4 項」を「第 3 2 1 条の 8 第 3 6 項」に改め、同条第 3 項中「第 6 6 条の 9 の 3 第 4 項及び第 1 0 項又は第 6 8 条の 9 3 の 3 第 4 項及び第 1 0 項」を「第 6 6 条の 9 の 3 第 3 項及び第 9 項」に、「第 3 2 1 条の 8 第 2 5 項」を「第 3 2 1 条の 8 第 3 7 項」に改め、同条第 4 項中「第 3 2 1 条の 8 第 2 6 項」を「第 3 2 1 条の 8 第 3 8 項」に改め、同条第 5 項中「第 3 2 1 条の 8 第 2 2 項」を「第 3 2 1 条の 8 第 3 4 項」に、「同条第 2 1 項」を「同条第 3 3 項」に、「、第 4 項又は第 1 9 項」を「又は第 3 1 項」に、「同条第 2 3 項」を「同条第 3 5 項」に改め、同条第 6 項中「、第 4 項又は第 1 9 項」を「又は第 3 1 項」に、「同条第 2 2 項」を「同条第 3 4 項」に、「第 3 2 1 条の 8 第 2 3 項」を「第 3 2 1 条の 8 第 3 5 項」に改め、同条第 7 項中「第 3 2 1 条の 8 第 2 2 項」を「第 3 2 1 条の 8 第 3 4 項」に、「、第 4 項又は第 1 9 項」を「又は第 3 1 項」に改め、同項第 2 号中「第 3 2 1 条の 8 第 2 3 項」を「第 3 2 1 条の 8 第 3 5 項」に改め、同条第 9 項を削り、同条第 1 0 項中「第 3 2 1 条の 8 第 4 2 項」を「第 3 2 1 条の 8 第 5 2 項」に、「同条第 4 2 項」を「同条第 5 2 項」に、

「第 12 項」を「第 11 項」に改め、同項を同条第 9 項とし、同条第 11 項を同条第 10 項とし、同条第 12 項中「第 10 項」を「第 9 項」に改め、同項を同条第 11 項とし、同条第 13 項中「第 10 項」を「第 9 項」に、「第 75 条の 4 第 2 項」を「第 75 条の 5 第 2 項」に改め、同項を同条第 12 項とし、同条第 14 項を同条第 13 項とし、同条第 15 項中「第 13 項」を「第 12 項」に、「第 10 項」を「第 9 項」に改め、同項を同条第 14 項とし、同条第 16 項中「第 13 項前段」を「第 12 項前段」に、「第 321 条の 8 第 5 1 項」を「第 321 条の 8 第 6 1 項」に、「第 10 項」を「第 9 項」に改め、同項を同条第 15 項とし、同条第 17 項中「第 13 項後段」を「第 12 項後段」に、「第 15 項」を「第 14 項」に、「第 75 条の 4 第 3 項若しくは第 6 項（同法第 81 条の 24 の 3 第 2 項において準用する場合を含む。）」を「第 75 条の 5 第 3 項若しくは第 6 項」に、「第 10 項」を「第 9 項」に改め、同項を同条第 16 項とする。

第 50 条第 2 項中「、第 4 項又は第 19 項」を「又は第 31 項」に、「同条第 23 項」を「同条第 35 項」に、「、第 2 項又は第 4 項」を「又は第 2 項」に改め、同条第 3 項中「、第 4 項又は第 19 項」を「又は第 31 項」に改め、「（同条第 2 項又は第 4 項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第 2 条第 12 号の 6 の 7 に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第 2 号において同じ。）」を削り、同条第 4 項中「、第 4 項又は第 19 項」を「又は第 31 項」に改める。

第 52 条第 4 項から第 6 項までを削る。

第 94 条第 2 項ただし書中「0.7 グラム」を「1 グラム」に、「0.7 本」を「1 本」に改める。

附則第 3 条の 2 第 2 項中「及び第 4 項」を削る。

第 3 条 日出町税条例の一部を次のように改正する。

附則第 10 条中「第 6 1 条又は第 6 2 条」を「第 6 3 条又は第 6 4 条」に、「第 6 1 条若しくは第 6 2 条」を「第 6 3 条若しくは第 6 4 条」に改める。

附則第 10 条の 2 第 2 7 項中「附則第 6 2 条」を「附則第 6 4 条」に改める。

附則に次の 2 条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第 2 4 条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和 2 年法律第 2 5 号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第 5 条第 4 項に規定する指定行事のうち、町長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第 1 項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第 6 0 条第 4 項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第 3 1 4 条の 7 第 1 項第 3 号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第 3 4 条の 7 の規定を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第 2 5 条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第 6 条第 4 項の規定の適用を受けた場合における附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項の規定の適用については、同項中「令和 1 5 年度」とあるのは、「令和 1 6 年度」とする。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 2 年 1 0 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 1 条中日出町税条例第 2 4 条第 1 項第 2 号、第 3 4 条の 2 及び第 3 6 条の 2 第 1 項ただし書の改正規定並びに同条例附則第 3 条の 2 及び

第4条第1項の改正規定並びに第3条、次条並びに附則第3条の規定

令和3年1月1日

(2) 第2条中日出町税条例第94条第2項ただし書の改正規定及び附則

第6条の規定 令和3年10月1日

(3) 第2条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第4条の規定

令和4年4月1日

(4) 第1条中日出町税条例附則第17条第1項及び第17条の2第3項の

改正規定 土地基本法等の一部を改正する法律（令和2年法律第12号）

附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日

（延滞金に関する経過措置）

第2条 第1条による改正後の日出町税条例（以下「新条例」という。）附則

第3条の2の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応

する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

（町民税に関する経過措置）

第3条 新条例第24条第1項（第2号に係る部分に限る。）、第34条の2

及び第36条の2第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和2年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

2 令和3年度分の個人の町民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の

2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」と

あるのは、「地震保険料控除額、ひとり親控除額（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。）第292条第1項第11号に規定する寡婦（旧法第314条の2第3項の規定に該当するものに限る。）又は旧法第292条第1項第12号に規定する寡夫である第23条第1項第1号に掲げる者に係るものを除く。）」とする。

第4条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の日出町税条例の規定中

法人の町民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「３号施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（昭和４０年法律第３４号。以下この条において「４年旧法人税法」という。）第２条第１２号の７に規定する連結子法人（次項において「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（４年旧法人税法第１５条の２第１項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。）が３号施行日前に開始した事業年度を除く。）分の法人の町民税について適用する。

- ２ ３号施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が３号施行日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の町民税及び３号施行日前に開始した連結事業年度（４年旧法人税法第１５条の２第１項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）（連結子法人の連結親法人事業年度が３号施行日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の町民税については、なお従前の例による。

（町たばこ税に関する経過措置）

第５条 この条例の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る町たばこ税については、なお従前の例による。

第６条 附則第１条第２号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る町たばこ税については、なお従前の例による。

理 由

地方税法の改正に伴い、条例を整備したいので提出する。